

第1回弟子屈町農業委員会総会議事録

平成29年7月21日

午前10時00分～午前11時02分

○ 出席委員

塩沢 稔宏	新木 栄	元山 義久	上西 透
阪口 正明	齋木 弥	吉田 真利子	鈴木 和幸
江上 真一	小林 武	望月 信雄	渡邊 雄一郎

○ 欠席委員

○ 議件

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
の決定について

事務局 それでは第1回農業委員会総会に先立ちまして、総会の招集者であります徳永町長から
(局長) ご挨拶を頂きます。町長よろしくお願ひ致します。

徳永町長 おはようございます。先ほど皆さんに辞令交付をさせて頂きました。今回の第1回総会でありますけれども、任命者として招集いたしました皆さんに、ひと言ご挨拶を申し上げたいと思います。28年4月に農業委員会法が改正されて今回初めて公職選挙法に基づくものから議会の同意を得て、そして町長の任命をする、この様な形になっております。認定農業者を過半数以上、更に農業者以外の中立委員の選出、そしてまた女性の方、青年の登用など選任に伴う要件に、この様になっていたというようなことであります。今回女性の方がいらっしゃったり、また青年の方から渡邊君なり意外と息子位が居ますけれども、そういう方が選ばれた、また小林武さんが経験者として一般の方というようなことであります。大変そうゆう中で多岐に渡ってそれぞれ個性のある皆さんが選ばれたんじやないかと、私も農業委員を29歳からやって会長もやっておりますけれども、この様な形は初めてで、何か新鮮な感じでみさせて頂いております。そうゆうことで色々農業委員会の業務につきましても、農地利用最適化推進これらが最も重要な事務業務に位置付けられていることから、農業委員の業務も増えていく次第であります。かつては土地を奪い合う形で喧嘩腰でしたが、調整に入ったりということもありましたが、今現在は買ってくれる人がいなくて困るという状況にも一部いたっている状況であるということです。弟子屈町は120個の農家、これらの専業農家を一個でも減らさないで、むしろ中規模でいいから個性のある農家を増やして行きたい、とそのように私は思っていますけれども、その外に野菜や果樹、また今企業が参入したりして温泉で野菜や果物を作るような農業、そしてまた今新規就農されている方の、屈斜路地区に4月入っておりますけれども、こういった方々をしっかりと支えながら、また既存にいる方々も支えて頑張っていかなければならない、そのため農業委員の皆様に力になって頂きたい、そのように思っております。それぞれの時代が模索しながら、どう農業を生かしていくかが大事であります。今酪農畜産については、私や塩沢さんの経験からしてもこの10年3年位は、最高にいい経済状況でありますけれども、いつどうなるか分からない状況をふまえながら、しっかりと頑張って頂きたいと思います。長くなりましたが、皆さんに対してひと言、挨拶といたします。

事務局 町長有難うございました。それでは早速ですが議事に入りたいと思いますが、日程2の仮議長の指名であります。農業委員の任命後最初に行われる総会は、農業委員会等に関する法律第27条の規定によりまして、町長が招集者でありますので、臨時議長が決まるまで、町長に仮議長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

各委員 異議無し。

事務局 有難うございます。それでは町長よろしくお願ひ致します。
(局長)

仮議長(町長) それでは議事日程により進めて参りたいと思います。日程3の臨時議長の指名について議題と致します。参考までではありますけれども、町議会の改選後第1回目の議会には地方自治法第107条の規定によって、年長者が臨時議長を務めるということになっております。それに準じた形で年長者の方に臨時議長をお願いいたしたいと思いますが、いかがですか。

各委員 異議無し。

仮議長　異議無しということで、そのように進めさせていただきます。出席員の中で最年長者の、
(町長) 塩沢稔宏委員を指名したいと思います。塩沢委員よろしくお願ひします。

事務局　それでは、町長はここで退席いたします。以後臨時議長の進行で進めて参りたいと思い
(局長) ます。よろしくお願ひ致します。

(町長退席)

臨時議長　只今指名されました、塩沢でございます。議長が決まるまでの間、臨時の議長を務めさせていただきますのでよろしくお願ひ致します。日程4、只今から平成29年度第1回弟子屈町農業委員会総会を開会いたします。次日程5、「仮議席の指定」を行います。仮議席については、ただいまご着席の議席と指定致します。日程6「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、弟子屈町農業委員会総会会議規則第72条の規定により、議席番号1番上西委員さん、2番阪口委員さんを指名いたします。次日程7「弟子屈町農業委員会会长の互選について」を議題と致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局　「弟子屈町農業委員会会长の互選について」農業委員会等に関する法律第5条第2項により農業委員会会长1名の互選を行うものとする。平成29年7月21日提出、弟子屈町農業委員会臨時議長。弟子屈町農業委員会会长につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第1項の規定によりまして会長を置くこととされております。同条第5条第2項におきましては、会長は委員が互選した者で充てる事となっております。互選の方法につきましては、通常は投票により行う事となっておりますが、地方自治法第118条第2項によりまして、指名推薦のいずれかの方法を持ちうる事が出来ることとなっております。つきましては投票または指名推薦のいずれかの方法でご決定を頂き、会長の互選方法を賜わりますようお願い申し上げます。

臨時議長　只今事務局からの説明で、農業委員会法第5条第2項の規定で互選の方法は委員全員による投票又は地方自治法第118条第2項による指名推薦となっておりますが、どちらの方法にしたらよろしいかお諮り致します。

阪口委員　はい。

臨時議長　2番阪口委員。

阪口委員　2番阪口です。今回の案件につきましては、指名推薦という形をご提案申し上げます。

臨時議長　はい、今回の案件につきましては、指名推薦という声がございますが、ご異議ございませんか。

各委員　異議無し。

臨時議長 異議無しという賛成多数でございますので、指名推薦という事に致します。推薦の方法ですがどのようにしたらよろしいかお諮り致します。

阪口委員 はい。

臨時議長 はい、2番阪口委員。

阪口委員 2番阪口です。塩沢稔宏委員をご推薦申し上げます。

臨時議長 只今2番阪口委員から推薦を頂きましたので、ここで臨時議長を退任し、臨時仮議長の指名をさせて頂き、審議をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 異議無し。

臨時議長 異議無しということで、臨時の仮議長に出席委員の2番目に年長者であります、望月委員さんを指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 異議無し。

臨時議長 暫時休憩致します。

(休憩)

仮臨時議長 (望月委員) それでは再開致します。只今臨時仮議長に指名された望月です。よろしくお願ひ致します。只今2番阪口委員より、塩沢委員の弟子届農業委員会会長の推薦を頂きました。この件につきまして、ご意見ございませんか。

各委員 異議無し。

仮臨時議長 異議なしということで、塩沢委員を会長に決定致します。ここに塩沢委員がおられますので、委員会総会会議規則第51条第2項の規定により告知致します。

塩沢委員 はい、議長。

仮臨時議長 会長に決定いたしました塩沢委員より発言を求められておりますので、これを許します。

塩沢委員 この度農業委員会の改選により、選挙制から任命制に変わり12名の委員さんが町より任命され新体制の中引き続き会長を務める事になりました。今まで同様、皆様のご協力をよろしくお願ひ致します。新らしい委員さんには今後研修会など開催されることが、多々

あるかと思いますが、極力都合を付けられ出席されますよう、よろしくお願ひ致します。また近年農業情勢をみますと、生産物の高騰など生産者にとって良い状況にあります。しかしながら EPA 交渉の大筋合意などこのような状況がいつまで続くか懸念されるところであります。委員会としても、関係機関と共にこのような状況を阻止して行かなくてはならないと思います。今後ともよろしくお願ひ致します。

仮臨時議長 (望月委員) 只今、会長就任の挨拶を頂きました。これをもって臨時仮議長の職責は全て終了いたしました。有難うございました。

事務局 (局長) それでは日程 7、議案書に、会長の互選の氏名と生年月日を記入して頂きます。敬称は省略させて頂きます。氏名塩沢稔宏、生年月日昭和 27 年 4 月 15 日生まれとなりますのでよろしくお願ひ致します。以後の総会の進行につきましては、弟子屈町農業委員会総会会議規則第 6 条の規定によりまして会長が議長となり議事を進行することになります。なお議案の日程 9 からの議案の提出者は、只今会長が決定いたしましたので、それぞれ弟子屈町農業委員会会長の後に、塩沢稔宏と記入をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。それでは議題に入らせて頂きますので塩沢会長よろしくお願ひします。

議長 はい、それでは議題に入らせて頂きます。日程 8、「会期の決定について」議題と致します。本総会の会期を本日 1 日と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

各委員 異議無し。

議長 異議無しということで、会期は本日 1 日と致します。次に日程 9、「弟子屈町農業委員会会長代理の互選について」議題と致します。事務局説明お願ひ致します。

事務局 はい、日程 9、「弟子屈町農業委員会会長代理の互選について」農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 号により、農業委員会会長代理 1 名の互選を行うものとする。平成 29 年 7 月 21 日提出。弟子屈町農業委員会会長。農業委員会会長代理につきましては農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 号の規定により会長の欠けたとき、または事故が合ったとき、委員が互選した者がその職務を代理すると規定されております。互選の方法につきましては会長の場合と同様でございますので、省略をさせて頂きますが、投票及び指名推薦のいずれかの方法をご決定頂き、会長代理のご選考を賜りますようお願ひ申しあげます。

議長 只今、事務局から説明のとおり会長代理の互選について、どのような方法が宜しいかお諮り致します。

阪口委員 はい。

議長 はい、2 番阪口委員さん。

阪口委員 2 番阪口です。指名推薦という形でご提案申し上げます。

議長　　はい、只今阪口委員さんより、指名推薦という意見がございますが、異議ございませんか。

各委員　異議無し。

議長　　はい、異議無しということで賛成多数でございますので、指名推薦ということに致します。推薦の方法ですがどのようにしたらよろしいですか、お諮り致します。

阪口委員　はい。

議長　　はい、2番阪口委員さん。

阪口委員　2番阪口です。会長代理に、上西透委員を推薦致します。

議長　　只今阪口委員から、上西委員さんを推薦するところでございますが、異議ございませんか。

各委員　異議無し。

議長　　はい、異議無し、と認めます。それでは上西委員さんを会長代理に決定致します。会長代理に決定されました上西委員が議場におられますので、委員会総会会議規則第51条第2項の規定により告知致します。

上西委員　はい。

議長　　はい、上西委員さん。

上西委員　はい、只今会長代理に指名を受けました上西です。まだ3期目で何分農業委員会法、農地法に関してはまだまだ覚える部分が沢山あると思いますけれども、会長の少しでもお役に立てれば、皆さまのお役に立てればと思います。今後ともよろしくお願致します。

事務局　　それでは日程9の、会長代理の互選のところに、氏名と生年月日を記入して頂きます。
(局長) 敬称は省略させて頂きます。氏名につきましては上西透、生年月日が昭和39年10月3日生まれとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議長　　はい、日程10「議席の指定について」を議題といたします。事務局説明お願い致します。

事務局 「弟子屈町農業委員会委員の議席の指定について」弟子屈町農業委員会総会会議規則第8条第1項により、委員の議席を下記のとおり決定する。平成29年7月21日提出。弟子屈町農業委員会会长。弟子屈町農業委員会委員の議席につきましては、弟子屈町農業委員会総会会議規則第8条第1項におきまして。選任後、最初に行われる総会において、くじで決め番号票を付すると規定されております。

本日、ご提案させていただきます内容につきましては、会長の議席を12番、会長代理の議席を11番とし、残り1議席から10議席につきましてくじ引きにより指定することのご提案でございます。ご協議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 只今事務局から説明があったとおり、会長代理11番、会長12番、残りの委員さんをくじ引きにより決定することにご異議ございませんか。

各委員 異議無し。

議長 それでは、異議無しということで、くじ引きを行います。暫時休憩致します。

(休憩)

議長 再開致します。くじ引きが終わりましたので、事務局より報告致します。

事務局 はい、それでは議席番号順に発表致します。1番議席吉田委員、2番議席齋木委員、3番議席鈴木委員、4番議席江上委員、5番議席元山委員、6番議席阪口委員、7番議席望月委員、8番議席新木委員、9番議席小林委員、10番議席渡邊委員、11番上西代理、12番塩沢会長以上でございます。

議長 只今事務局より発表があったとおり議席を決定いたします。指定の議席への着席をお願い致します。暫時休憩致します。

(休憩)

議長 再開いたします。ここで江上委員さんが所用のため退席致します。休憩致します。

(休憩)

議長 再開いたします。次日程 11「弟子屈町農業委員会地区担当委員の指名について」議題と致します。事務局説明お願い致します。

事務局 「弟子屈町農業委員会地区担当委員の指名について」弟子屈町農業委員会地区担当委員を、下記のとおり指名するものとする。平成29年7月21日提出。弟子屈町農業委員会会长。農業委員会の所掌事務につきましては、農業委員会等に関する法律第6条に規定において、農地の権利設定許可事務等の取扱の中で、事前の調査が必要とされるものが多くございます。特に現地証明の発給にあたりましては、道の指導通達に基づき3名以上の委員の立会のもと、現地の事前調査を実施しなければならないとされております。つきま

しては、いくつかのブロックに地区を割振り、地区担当委員として指名していただすことのご提案でございます。ご協議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長　只今事務局の説明がありましたが、指名につきましては事務局からの腹案を発表するということでおろしいでしょうか。

各委員　異議無し。

議長　異議なしということで、事務局から発表させて頂きます。

事務局　ただ今、お配りをさせていただきました。地区担当委員名簿案という事で発表させていただきます。第1ブロック仁多、南弟子屈、弟子屈原野地区、ここの委員といたしまして、塩沢会長、元山委員、鈴木委員、江上委員の4名。第2ブロック鎌別、最栄利別、御卒別、市内、奥春別地区、ここの委員といたしまして、新木委員、望月委員、小林委員、阪口委員の4名。第3ブロック川湯、美留和、屈斜路、札友内地区、ここの委員といたしまして、渡辺委員、齋木委員、上西会長代理、吉田委員の4名。それぞれお願いをしたいと思います。以上でございます。

議長　はい、有難うございました。それでは地区担当委員については事務局より発表がありましたが、そのとおり決定して宜しいでしょうか。お諮り致します。

各委員　異議無し。

議長　異議無しということで、よって発表のとおり決定致します。暫時休憩を致します。10分程休憩致します。

(休憩)

議長　再開いたします。日程12「会務報告」局長より報告お願い致します。

局長　それでは、6月16日第36回農業委員会総会以降の会務について報告致します。まず整理番号1番ですが、第36回農業委員会総会がこの場所委員会室で、委員12名、事務局が出席して開催されております。整理番号2番、6月29日から7月1日まで、平成38回北海道農業者年金協議会総会及び一社北海道農業会議第83回総会が札幌市で開催されております。塩沢会長が出席しております。この件に関しましては、後程報告第1号にて塩沢会長より報告がございます。以上簡単でございますが会務の報告とさせて頂きます。

議長　はい、どうも有難うございました。次日程13報告第1号「第36回北海道農業者年金協議会総会及び北海道農業会議第83回総会出席報告について」私の方から報告致します。平成29年6月29日札幌北海道自治労会館において、北海道農業者年金協議会総会が行われました。まず最初に、表彰ということで独立行政法人農業者年金基金理事長賞という事で、新規加入者数部門、青年農業者層新規加入者部門、女性新規加入者部門、3部門に分

かれて表彰が行われました。その中で北海道では新規加入者部門については、全国 10 位以内ということで表彰があるんですが、北海道がこの中に 5 件、北見第一第二、訓子府町、中標津、別海町、更別村、青年農業者層新規加入者部門この中からも北海道の 6 市町村が表彰されました。北見第一第二、中標津、更別村、大空町、別海町、訓子府町。また女性新規加入者数部門についても、北海道の 7 市町村が入っております。訓子府町、中標津町、北見第一第二、別海町、更別村、岩見沢市、士幌町ということでそれぞれ表彰を受けました。この後、北海道農業会議の会長であります岡村会長よりご挨拶を頂きながら、総会を始められました。まず最初に、情勢報告といたしまして、「戸別訪問を徹底し農業者年金を知らない農業者をゼロに加入推進の一言」ということで、独立行政法人農業者年金基金理事長中園理事長から説明がございました。その中で農業者年金の現状はどうなっているかということでございますが、まず新規加入者累計数全国約 11 万 8 千人。この中で運用がどうなっているかというと、平成 28 年度では 3.26 パーセントの運用となっております。これで 14 年度から平成 28 年度までの 15 年度間の平均運用利回りはプラスの 2.77 パーセントとなっております。その後議案に入るわけでございますが、まず議案第 1 号「平成 28 年度事業報告並びに収支決算の承認について」、議案第 2 号「平成 29 年度事業計画並びに収支予算の設定について」議案第 3 号「平成 29 年度会費の賦課及び徴収方法について」議案第 4 号「平成 29 年度預入先金融機関の決定について」ということで最後に協議事項といたしまして、「農業者年金制度の充実に関する要望案」ということで、私の朗読によって、皆さん全会一致の承認を頂いたところであります。後詳細については事務局の方に置いておきますので、隨時お目通し頂きたいと思います。

次に「北海道農業会議第83回総会について」でございますが、北海道農業会議会長の岡村会長の挨拶がありました。来賓祝辞といたしまして、北海道農政部農地調整課長小林課長から来賓の祝辞がありました。議事につきましてはまず、議案第1号「平成28年度一般社団法人北海道農業会議事業報告並びに収支決算の承認について」議案第2号「平成29年度一般社団法人北海道農業会議の事業予算の執行に関する決議案」といたしまして、総会において決議され終了致しました。簡単でございますが年金協議会並び北海道農業会議総会の出席報告とさせて頂きます。以上報告第1号を報告済みとさせて頂きます。

次日程14、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局説明お願いします。

事務局 それでは、総会資料の7ページをお開き願います。議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定により弟子屈町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。平成29年7月21日提出。弟子屈町農業委員会会长。

整理番号1番について説明致します。

所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆、公簿現況地目ともに畠。面積は〇〇〇m²の内〇〇〇m²となっております。貸付人は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては、牧草畠。借賃につきましては、〇〇〇〇円となっております。期間につきましては、平成29年7月24日から平成33年12月31日までの4年5ヶ月間となっております。図面につきましては、8ページに記載しておりますのでご参照願いたいと思います。

続きまして、整理番号3番です。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆でございます。公簿現況地目ともに畠。面積は〇〇〇〇m²の内〇〇〇〇m²となっております。貸付人は、字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。

利用目的につきましては、普通畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円となっております。期間につきましては、平成29年7月21日から平成33年3月29日までの2年8ヶ月間となっております。図面につきましては、11ページをご参照願いたいと思います。

また最終ページに別紙資料として、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書が表示されております。いずれも各項目の要件に該当しておりますので、ご参照願いたいと思います。以上簡単でございますが、議案第1号の説明と致します、ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願ひ致します。

議長　　はい、有難うございました。只今事務局の説明がございました。ここで現地委員さんの報告でございますが、継続でございますので省略といたします。質疑を受けたいと思います。申請番号1番2番3番について何かご意見ございますか。

各委員　異議無し。

議長　　はい、異議無し、と認め議案第1号を決定と致します。暫時休憩します。

(休憩)

議長　　再開致します。本日日程1から15まで全て決定いたしました。これにて第1回弟子屈町農業委員会総会を終了致します。どうもご苦労様でした。

午前11時02分
以上顛末と録し、議事録とする。

議事録署名委員　上西　透

議事録署名委員　阪口　正明